

お知らせ

申請者各位

令和5年2月8日
経済産業省農水産室

輸入承認証の有効期間の延長について

平素より、水産物の輸入割当制度について御協力いただき、誠にありがとうございます。

輸入承認証の有効期間については、以下のとおり延長の理由が限定されております。

輸入承認証
注意事項：輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について（平成10年5月15日付け輸入注意事項10第49号。別紙参照。）
3 審査基準 (1) 有効期間の延長を必要とするに至った原因が申請者の責に帰すべきものでないこと。 (2) 有効期間の延長等を行うことによって、国内需給上弊害がないこと。 (3) 延長等をしようとする期間が妥当であると認められること。 (4) その他経済産業大臣又は税関長が定めた審査基準に適合していること。 (注1) 輸入承認の有効期間の延長は、(1)～(4)の全てを満たす必要があります。 (注2) 輸入承認証の有効期間内に必ず通関していただけますようお願いいたします。

今後とも、有効期間の延長を申請する際には、上記注意事項の規定を踏まえて申請いただきますようお願いいたします。

＜問合せ先＞
経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部 農水産室
水産班
TEL：03-3501-0532

輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について

輸入注意事項10第49号(10.5.15)

最終改正:令和3年3月24日付け・輸入注意事項2021第11号

輸入貿易管理令(以下「令」という。)第5条第1項に規定する輸入の承認の有効期間の定義及び第5条第2項に規定する輸入承認の特別有効期間の設定並びに有効期間の延長手続きは、輸入貿易管理規則第2条第1項第二号又は第2条の2第1項第二号の定めるところによるほか、下記によることとします。なお、この輸入注意事項の施行に伴い、平成10年3月4日付け輸入注意事項10第40号(輸入承認の有効期間及びその延長等の手続について)は廃止します。

記

1 輸入承認の有効期間の定義

令第5条第1項に規定する「輸入の承認の有効期間」とは、「貨物を輸入する者が当該貨物を輸入することができる期間」をいいます。したがって、同一の輸入承認証で貨物を分割船積みして輸入する場合は、「最終の船積貨物を輸入することができる時期」を意味します。具体的には、税関が輸入申告書、蔵入承認申請書、移入承認申請書、総保入承認申請書又は輸入許可前貨物引取承認申請書(以下「申告書等」という。)を受理した日(書類不備等のため、申告者に申告書等を返却した場合は、補正後提出された申告書等を受理した日)まで有効であれば差し支えない。

2 申請手続

(1) 特別有効期間を必要とする輸入承認申請の場合

令第5条第2項の規定により同条第1項に規定する期間と異なる期間を有効期間(以下「特別有効期間」という。)とする輸入の承認申請を行う場合は、当該輸入承認申請の際に、特別有効期間の設定を必要とすることを立証する書類1通を提出すること

(2) 輸入承認の有効期間の延長承認申請の場合

① 提出書類

イ 輸入承認証有効期間延長申請書(以下「延長申請書」という。)(任意の様式に申請理由、延長期間を記載したもの) 1通

ロ 有効期間を延長しようとする輸入承認証 及び写し各1通

ハ 延長を必要とすることを立証する書類 正及び写し各1通

ニ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求めることがある。

② 提出先

イ 税関

延長申請期間が1月以内の延長申請であって、税関での延長の期間が通算2月以内である場合。

ロ 当該輸入の承認を行った貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部農水産室

上記イ以外の延長申請期間の場合(最長で承認できる期間は6月まで)。

(注)税関での延長申請を行わずに、経済産業大臣による延長承認を受けている場合は、例え延長申請期間が1月以内であっても2回目以降も当該延長承認を受けた提出先に申請すること。

③ 提出時期

有効期間を延長しようとする輸入承認証の有効期間内

(3) 輸入承認証の交付

① 上記(1)の場合において、経済産業大臣又は税関長が特別有効期間の設定を承認したときは、当該輸入承認申請書の有効期間満了日欄に当該特別有効期間の満了日を記載した当該輸入承認証を交付する。

② 上記(2)の場合において、経済産業大臣又は税関長が当該有効期間の延長を承認したときは、当該輸入承認証の正本の延長後有効期間満了日を記載し、同欄の近くに延長承認年月日及び確認印を押捺した後申請者に交付する。

3 審査基準

経済産業大臣又は税関長は、次の審査基準により審査します。

- (1) 有効期間の延長を必要とするに至った原因が申請者の責に帰すべきものでないこと。
- (2) 有効期間の延長等を行うことによって、国内需給上弊害がないこと。
- (3) 延長等をしようとする期間が妥当であると認められること。
- (4) その他経済産業大臣又は税関長が定めた審査基準に適合していること。